

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付管理ファイル	
行政機関の名称	町民課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード交付事務における交付状況と関連業務の管理のため	
記録項目	個人番号カード申請方式、氏名、住所、性別、生年月日等、受領印年月日、交付場所、交付通知書の発送日、カード発行状況、個人番号カードの交付日	
記録範囲	個人番号カードの申請をした者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、地方公共団体情報システム機構からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 隠岐の島町役場 総務課	
	(所在地) 隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	-	
行政機関非識別加工情報の概要	-	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録ファイル	
行政機関の名称	町民課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与するため	
記録項目	氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）、外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合は、当該氏名の片仮名表記、性別、生年月日等、住所、印影、親族・続柄、登録番号、登録年月日、異動事由、異動年月日、廃止事由、廃止日	
記録範囲	隠岐の島町に印鑑登録した者	
記録情報の収集方法	隠岐の島町印鑑登録及び証明に関する条例を根拠とする申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）隠岐の島町役場 総務課 （所在地）隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	－	
行政機関非識別加工情報の概要	－	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
行政機関の名称	町民課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われ、その記録が適正に管理されるように必要な措置を講ずるため。	
記録項目	氏名、生年月日、性別、住所、世帯主の氏名、世帯主との続柄、町内で新たに住所を変更したものについてはその住所を定めた年月日、新たに町内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出年月日、前住所、転居先住所、個人番号、住民票コード、記載事由、消除事由 （日本人について） 住民となった年月日、本籍・筆頭者 （外国人について） 外国人住民となった年月日、国籍・地域、通称名、併記名、住民基本台帳法第 3 5 条の 4 5 に規定する区分、在留カード等の番号、在留資格、在留期間等、在留期間等の満了日	
記録範囲	隠岐の島町に住民登録した者	
記録情報の収集方法	住民異動届、戸籍届出、住民基本台帳法に基づく他市区町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）隠岐の島町役場 総務課 （所在地）隠岐郡隠岐の島町下西 7 8 番地 2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
個人情報ファイルが第 2 条第 9 項第 2 号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	－	
行政機関非識別加工情報の概要	－	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍情報ファイル	
行政機関の名称	町民課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍簿、除籍簿、改製原戸籍簿など、人の身分関係を記録・保管し、戸籍法、民法等に基づく戸籍事務を適正に管理するため。	
記録項目	本籍、氏名、父母の氏名及び続柄、生年月日、性別、出生及び認知事項、養子縁組及び養子離縁事項、婚姻及び離婚事項、その他戸籍法に定める届出事項、犯罪歴、後見人に関する事項、破産に関する事項	
記録範囲	隠岐の島町に本籍を有する者及び戸籍届出をした者	
記録情報の収集方法	戸籍法に基づく本人からの届出、他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	法務省戸籍副本データ管理センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 隠岐の島町役場 総務課	
	(所在地) 隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	戸籍法第113条、戸籍法第114条	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	－	
行政機関非識別加工情報の概要	－	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍附票ファイル	
行政機関の名称	町民課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づき戸籍の附票を記録・保管し、住民票の記載の正確性を確保するため。	
記録項目	本籍、筆頭者氏名、筆頭者住所及びその履歴、構成員氏名、構成員住所及びその履歴、住定日、在外選挙人名簿登録市町村名、在外選挙人名簿登録日、在外選挙人名簿登録抹消日	
記録範囲	隠岐の島町に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	住民異動届、戸籍届出、他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 隠岐の島町役場 総務課	
	(所在地) 隠岐郡隠岐の島町下西 7 8 番地 2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
個人情報ファイルが第 2 条第 9 項第 2 号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	－	
行政機関非識別加工情報の概要	－	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険システム	
行政機関の名称	町民課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民課 国保年金係	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険医療事務、保険税事務、その他付帯事務を行うため	
記録項目	記号・番号、氏名、性別、生年月日、住所、所得・収入、口座情報、世帯状況、資格に関する情報、各種給付に関する情報、賦課に関する情報	
記録範囲	国民健康保険の被保険者として資格を有したことのある者及	
記録情報の収集方法	本人からの届出、世帯主からの届出、住民基本台帳システムからの抽出、公用請求により官公署からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	島根県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及	(名称) 隠岐の島町役場 総務課	
	(所在地) 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨		
行政機関非識別加工情報の概要		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子ども等医療費助成事務システム	
行政機関の名称	町民課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民課 国保年金係	
個人情報ファイルの利用目的	隠岐の島町子ども等医療費助成条例及び隠岐の島町子ども等医療費助成条例施行規則による子ども等医療費助成事務を行うため	
記録項目	受給者番号、氏名、性別、生年月日、住所、資格に関する情報、加入保険に関する情報	
記録範囲	子ども等医療受給資格者及び子ども等	
記録情報の収集方法	受給資格者からの届出、家族からの届出、住民基本台帳システムからの抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及	(名称) 隠岐の島町役場 総務課	
	(所在地) 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第2条第6項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第2条第6項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨		
行政機関非識別加工情報の概要		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金システム	
行政機関の名称	町民課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民課 国保年金係	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、国民年金事務を行うため	
記録項目	基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、資格に関する情報、免除に関する情報	
記録範囲	隠岐の島町に住所を有したことがある国民年金加入者	
記録情報の収集方法	本人からの届け出、住民基本台帳システムからの抽出、日本年金機構からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及	(名称) 隠岐の島町役場 総務課	
	(所在地) 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第6条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
個人情報ファイルが第2条第9項第2号口に該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨		
行政機関非識別加工情報の概要		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療システム	
行政機関の名称	町民課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民課 国保年金係	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療保険事務を行うため	
記録項目	記号・番号、氏名、性別、生年月日、住所、所得・収入、口座情報、資格に関する情報、各種給付に関する情報、賦課に関する情報	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、後期高齢者医療標準システムと連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	島根県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及	(名称) 隠岐の島町役場 総務課	
	(所在地) 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨		
行政機関非識別加工情報の概要		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

隠岐の島町個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	収納管理システム（後期高齢者医療）	
行政機関の名称	町民課	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民課 国保年金係	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療保険事務を行うため	
記録項目	記号・番号、氏名、性別、生年月日、住所、口座情報、納付状況	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者	
記録情報の収集方法	金融機関からの領収書済通知、口座振替結果	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及	(名称) 隠岐の島町役場 総務課	
	(所在地) 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨		
行政機関非識別加工情報の概要		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		